

旧上弓削浄化センター除草業務委託

仕 様 書

京都市上下水道局

令和 7 年 9 月

第1章 総 則

1. 目 的

本仕様書は、旧上弓削浄化センター除草作業（以下「本作業」という。）の適正を期する為、受注者が責任をもって施行しなければならない標準を示すものであり、京都市上下水道局契約規程、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、下水道法、建設業法等、その他関係法令等を遵守し、設計図書（本仕様書、特記仕様書、設計書、添付図面等）及び京都市上下水道局担当係員（以下「監督員」という。）の指示に従い、完全に施行することを目的として定めるものである。

2. 入札意義

本作業の入札に際しては、事前に設計図書及び本作業の内容を十分に理解し、万一疑義がある場合は入札前にこれを明確にし、厳正に行わなければならない。従って入札後の異議申し立ては一切認められない。

3. 除草場所

京都市右京区京北上弓削町地内
旧上弓削浄化センター内及び周辺区域

4. 業務期間

業務期間は、契約日の翌日から令和7年11月30日までとする。

5. 除草面積及び実施時期

除草面積は次のとおりとし、作業場所は別紙位置図のとおりとする。

- ・機械除草 A=700m² (700m²×1回)
※周辺水路に悪影響の無いように処理すること
- ・人力除草 A=300m² (300m²×1回)
※施設内の簡易な除草や、樹木の簡易な剪定及び現場内集積を含む

除草業務の実施時期は、次のとおりとする。

- ・10月

但し、天災地変その他やむをえない事由により期限内に完了不可能な場合には、事前に理由を明記した作業期間延期願書を京都市上下水道局（以下「当局」という。）に提出すること。この場合当局の見解において、その理由が正当と認められる場合に限り、これを承認する。

6. 書類の提出

受注者は、監督員の指示する様式により、指定期日までに次の各号に掲げる書類等を提出しなければならない。また、提出した書類の内容を変更する必要がある場合は、すみやかに変更通知書を提出すること。

(1) 契約後 14 日以内に提出する書類

- | | | |
|---|------------------------|-----|
| ア | 現場代理人及び主任技術者通知書（経歴書添付） | 1 部 |
| イ | 作業工程表 | 1 部 |
| ウ | 緊急連絡通知書 | 1 部 |

- | | | |
|---|---|-----|
| エ | 労働者災害補償保険法の規程による書類
（保険の加入証明書の写し、またはそれに代わるもの） | 1 部 |
|---|---|-----|

(2) 作業実施日に提出する書類

- | | | |
|---|------------|------------|
| ア | 作業予定報告（毎朝） | 監督員の指示する部数 |
| イ | 作業実施報告（翌朝） | 監督員の指示する部数 |

(3) 委託完了後に提出する書類（完成検査 10 日前）

- | | | |
|---|---------|-----|
| ア | 業務完了通知書 | 2 部 |
| イ | 請求書 | 1 部 |

（様式は京都市上下水道局のホームページで確認すること）

- | | | |
|---|--------|-----|
| ウ | 作業記録写真 | 1 部 |
|---|--------|-----|

(4) その他監督員の指示する書類

	監督員の指示する部数
--	------------

7. 現場体制

受注者は、契約締結後すみやかに、現場代理人並びに清掃の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させなければならない。

8. 作業時間及び作業日

作業時間は、原則として午前 8 時 30 分より午後 5 時 15 分までとする。
また、作業日については、原則として土曜日、祝日、日曜日を除いた日とする。（京都市上下水道局職員勤務規程第 8 条第 1 項に規定する休日以外の日）
但し、監督員が必要と認めたときは、作業時間、作業日の変更または夜間作業を命ずることがある。

9. 官公署手続

受注者は、監督員の指示により関係官公署と十分連絡し、その指示に従い、速やかに作業に関連する諸手続を行うこと。ただし、道路使用許可申請の手続きは当局が行う。

10. その他

本仕様書に明示していない事項についても、作業において当然必要な事項については、受注者の責任において施行しなければならない。

第2章 作業及び検査

1. 作業の内容

(1) 本委託は、表記地内において周辺農地に対して害虫被害が広がらないよう、旧上弓削浄化センターの維持管理業務の一環として除草作業を行うものである。

(2) 本作業で発生した資源化可能なせん定枝及び刈草については、京都市の一般廃棄物処分業の許可をもつ再資源化施設で処分すること。

本業務により搬出されるせん定枝及び刈草は、次表に示す受け入れ場所に搬出するものとするが、当該内容の変更については監督職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

なお、受注者の提案により搬出先を変更する場合は、搬出先を提示し、適切な処分が行われているか確認する。

一般廃棄物	受入場所	備考
せん定枝	京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L=41.6km
刈草	京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L=41.6km

(3) 作業順序、方法及び使用機械器具等は、地元住民の要望に添うよう企画し、監督員と協議のうえ準備を整え、その点検承認を受けなければならない。

(4) 本作業に際して、駐車可能で作業に支障のおそれのある箇所は、バリケード等を利用して作業困難を排除するとともに、駐停車中のものは、所有者に申し入れ移動させる等の処置を行い、完全に作業を遂行すること。

(5) 旧上弓削浄化センター近隣には農地や河川等が存在し、それぞれの所有者や管理者との間で問題が生じないように十分留意しなければならない。

旧上弓削浄化センターには、多くの機械・電気設備等が設置され、また、酸素欠乏や有害ガスの発生が起こるおそれのある箇所が多いため、業務の実施にあたっては、安全の確保に十分留意しなければならない。

汚水中には、種々の細菌や寄生虫が多く含まれるので、衛生には十分留意しなければならない。

(6) 受注者は、処理施設の火災等の災害を未然に防ぐため、常に火気に細心の注意を払い、後始末等を自らの責任で徹底することとする。

2. 検査

(1) 作業記録写真の撮影については、作業前、作業中、作業完了後の各段階について「記録写真撮影要領」に基づき各施設の状況及び付近の背景

を入れて撮影すること。

- (2) 書類提出後、当局が検査を行う。受注者は検査に立ち会わなければならない。
- (3) 検査不合格で作業のやり直しを命ぜられたときは、受注者は直ちに作業のやり直しを行い、再検査を受けなければならない。
- (4) 受注者は、検査の方法について異議を申立てることはできない。

3. 交通安全

- (1) 受注者は、交通安全に万全を期する為、危険防止に十分な措置を講じなければならない。
- (2) 作業現場では、所管警察署・道路管理者及び監督員の指示に従い、必要な道路標識・保安施設を設置しなければならない。
- (3) 交通整理が必要であると監督員が指示をしたときは、受注者は速やかに交通誘導警備員を配置しなければならない。

4. 事故防止

- (1) 受注者は、作業に際し事故防止に十分留意しなければならない。
- (2) 受注者は、排水路その他の工作物を破損し、または第三者に損害を及ぼしたときは直ちに必要な措置を講じるとともに、監督員及びその他関係機関に連絡し、受注者の責任において復旧し、または損害の賠償をしなければならない。

5. その他

- (1) 作業に際し、監督員の指示に従わないとき、または不正な行為があったときは、作業の中止を命ずることがある。
- (2) 作業に必要な電力・水道の設備費、及び料金は全て受注者の負担とする。



位置図



施工箇所位置図

旧上弓削浄化センター

